

学び直し! 知っている ようで知らない!? 最低賃金 のハ・ナ・シ

「最低賃金(最賃)」とは、最低賃金法に基づき国が決めている賃金の最低額(時給)のことです。使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。違反した場合の罰則も定められています。

賃金などの労働条件は労使交渉で決めるのが原則です。しかし、労働組合がない企業の労働者は、使用者に不当な低賃金を強要される場合も考えられるため、最賃が社会的に規制する役割を果たしています。

重要なセーフティネットである最低賃金。知っているようでは知らないコトも…。ここであらためて「最賃」についておさらいしましょう。



知っている ようで 知らないコト①

最賃の引き上げは、 国民経済の発展に不可欠!

最賃制度の目的は、低賃金労働者の労働条件改善だけではありません。実は労使双方にプラスなんです! 労働条件が改善されると、やりがいをもって知識やスキルに磨きをかけるゆとりが生まれ、生産性向上につながります。労働条件の改善により、企業が優秀な労働者を雇い入れやすくなります。また、賃金引き下げなどの企業間の「底なし」の過当競争を食い止め、企業が提供する製品やサービスの向上にもつながります。



働くことを 軸とする 安心社会 の実現を!

知っている ようで 知らないコト②

法定最賃は、実は2種類ある!

■ 地域別最低賃金とは?
すべての労働者に適用される賃金です。地域における労働者の「生計費」や「賃金」、使用者の「通常の賃金支払い能力」等を考慮し、47都道府県別に決められています。

■ 特定最低賃金とは?
産業や職種ごとの賃金実態を踏まえた審議によって特定の産業や職種ごとに設定することができる賃金です。

労使の代表と
中立な立場の有識者で
決めていくんだって!

事業の公正な 競争の確保



労働 質的 力の 向上



労働者 の生活の安定



知っている ようで 知らないコト③

最賃にはボーナスや臨時手当、 残業代は入らない!

精皆勤手当、通勤手当、
家族手当は
入らないんだね!



▲この部分が最低賃金の対象となります。



知っている ようで 知らないコト④

めざそう「誰もが時給1000円」!

連合は、労働者が「最低限度」の生活を営むのに必要な賃金水準を“連合リビングウェイジ”として、独自に試算しています。連合リビングウェイジによれば、地域別最低賃金では、贅沢なしのギリギリの生活すらできません。

毎月
約2~3万円
の赤字!!

底上げ急務!

地域格差が拡大している!

地域別最低賃金の
最高額と最低額の差

最低額	最高額
鳥取・高知 宮崎・沖縄	東京 ¥907
¥693	
2011年	¥192
2012年	¥198
2013年	¥205
2014年	¥211
2015年	¥214

これでは賃金の低い
地域から高い地域へ
働き手が流出してしま
うかも。地域活性化
のためにも最賃の引
き上げが必要です。

どんどん
拡大している

皆さんのが賃上げはもちろ
ん、企業内最低賃金協定の締
結拡大などが進めば、地域別
最賃や特定最賃の引き上げを
後押しできます。

労働組合のあり・なし、正社員
やパート・派遣社員など雇用形
態の違いにかかわらず、すべて
の労働者に波及していきます。



(監修:労働条件・中小労働対策局)

